

○山井委員 これから四十三分間にわたりまして、働き方改革、過労死防止について安倍総理と議論をさせていただきたいと思えます。

十分質問通告させていただいておりますし、私は、詳細な話はする気は全くありません。基本的な認識、働き方改革が長時間労働是正になるのか助長になるのか、働き方改革が過労死を減らす改革なのかふやす改革なのか、ごくごく基本的なことを、安倍総理がこの国会の目玉法案とおっしゃっていますので、どういう思いで安倍総理が働き方改革を目玉としてやっていかれたのかということも議論させていただきたいと思っております。

本日は、約十名の過労死家族の会の御遺族の方々が傍聴にもお越しをくださっております。私のこの質問の中では、私の意見というよりは、その御遺族が思っておられる裁量労働制拡大、働き方改革法案への心配、つまり、裁量労働制を拡大すると過労死がふえる。ふえるどころか、きょうも、既に裁量労働制で御家族を亡くされた御遺族がお見えになっておられます。

そして、過労死で大切な御家族を亡くされた方々は、裁量労働制でなくても、例えば、おそば屋さんの店長で三百六十五日働いたり、あるいは小児科の医師であられたり、真面目で、家族思いで、そして人のために尽くすという素晴らしい方々が、労働時間規制が不十分であった、緩かった、いわば、大なり小なり、今、過労死になられている方々のほとんどが裁量労働制的な働き方によって命を落とされております。

その方々の御冥福を心よりお祈り申し上げたいと思えます。その方々の無念の思いをしっかりと肝に銘じて、私たちは、長時間労働を減らす、過労死を減らす働き方改革にしていかなければなりません。

予算委員会は、言うまでもなく、予算を審議する場でありまして、同時に、国民の命を守るのがこの予算委員会です。この予算委員会で人の命を奪う法律が通ることがあっては、絶対に許されません。

さらに、この裁量労働制は、もしかしたらごく一部の人の問題と思われるかもしれませんが、こういう労働時間規制がなくなることによって残業規制が弱まれば、残業代を今もらっている人も、もらっていない人も、結局長時間働くのが当たり前、そういう社会になれば、本当にこれは全ての国民の健康と命にかかわる。重大な議論だと思っております。

今も、安倍総理、私の配付資料を見ていただきましたが、ここにもありますように、裁量労働制や裁量労働制に似た働き方で多くの方々が亡くなっておられます。

長時間労働の末に亡くなられた電通の高橋まつりさん。若くて亡くなってしまわれました、二十四歳で。長時間労働の末であります。

さらに、報道記者であられた佐戸未和さん。二百時間以上の月の残業をして、それで過労死をされた。そのとき、上司からは、事業場外みなし制ということで、あなたの娘さんは裁量労働のようなもので、自己管理ですと言われた。つまり、この裁量労働制というのは、労働時間把握が緩くなる、かといって、名前と違って裁量がほとんどないんですよ。その結果、過労死や体を壊す方が続出しているわけです。

この配付資料をめくっていただいたら、「裁量労働で過労死認定」。午前三時ごろに起床して、朝から働いて、晩まで働く。一カ月の残業時間は百三十三時間。過労死の末に、この方は会社のアナリストでしたけれども、御遺族は、裁量労働制で労働実態がわからず泣き寝入りしている御遺族はたくさんいると。つまり、過労死にすら認められないんです。労働時間の実態が把握されないんです。

そのお隣の、大手の印刷会社の方も、二十七歳で、入社した翌年から裁量労働制。一時過ぎ、夜中ですよ、一時過ぎに帰宅、三時就寝、六時半起床、七時過ぎ出勤。毎日午前様で、あすは徹夜かもと本人が書いておられます。ところが、みなし労働時間は一日八時間ですよ。八時間しか働いたことになっていなくて、残業代もそれしか払われていないのに、実際は百時間以上の残業があった。結果的には、サービス残業を正当化するために、会社は裁量労働を押しつけてきたのではないかと。

さらに、ここにも一冊の本がありますけれども、「たっちゃん起きて！九時ですよ」。

二十代の若い、編集のお仕事の若者が、毎日深夜二時、三時まで働くことになった、裁量労働制で。それで、朝、二時か三時に帰ってこられて、寝たのが四時。お母様が、たっちゃん、あした何時に起こせばいいのと二時、

三時に帰ってきたたっちゃんに言って、九時に起こしてと。それで、お母様が九時に、たっちゃん起きて、九時ですよと言ったけれども、そのときにはもうたっちゃんは息を引き取っておられました。

しかし、続きがあります。この五ページの配付資料にありますように、この本です、お母様が書かれた本、「二年後の労災不支給決定」、こういう厳しい働き方をしても労災不支給決定。理由は、裁量労働制の職場なので、自分で勤務時間が調整できたはずだと。若い、入社二年目の若者に裁量なんかほとんどないですよ。

役所の説明によると、息子さんのような実務は労働時間の割り振りが自分の裁量に任されている、いわゆる裁量労働で、厳密な労働時間を特定できないとのことでした。ひどいじゃないですか。

お母さん、書いておられます。しかし、入社して日の浅い、経験の少ない者が自分に有利な仕事を選択できたでしょう、実務の過重性は証明できなかったという役所側の証明は納得できません。

つまり、裁量労働制というのは、過労死がふえているだけじゃなくて、労災申請も通らないんですよ。

そういう中で、きょうもお見えになっておられる過労死の御遺族の方々は、一枚目にありますように、「過労死・過労自殺を増やす「企画業務型裁量労働制の拡大」に反対します」と二〇一五年、三年前から言い続けてきているんです。

そして、この過労死の御遺族に反論するかのように出されたのが今回のデータなんです。裁量労働制では一般より労働時間が短い。これは国会議員に出されたデータというよりは、過労死の御遺族の方々が、裁量労働制やそれに似たような働き方で自分の家族が死んでいます、これ以上過労死をふやさないでくださいと言ったことに対して、労働者の命を守る厚生労働省が水戸黄門の印籠のように出してきたのが、労働時間は裁量労働制の方が短いんですというのを出してきたわけです。

まず、安倍総理にお伺いします。

働き方改革が目玉だとまでおっしゃっています。その働き方改革の目玉の中の目玉が、この働き方、裁量労働制の拡大。確かに、経営者の方々の五一%が、働き方改革で一番願っているのは裁量労働制の拡大だと。経営者の要望のトップであります、確かに。安倍総理が目玉とされる働き方改革の目玉の裁量労働制の拡大、しかし、一番切実に働き方のことを考えておられる過労死の御遺族の方々は反対をされておられます。

安倍総理は、この裁量労働制の拡大が過労死の増加につながる、長時間労働の増加につながるという認識を安倍総理は持っておられますか。

○安倍内閣総理大臣 裁量労働制については、一定の知識経験を有して働く方本人に、会社が決めた一律の定時、就業時間に縛られることなく出勤、退勤時間を自由に決めていただき、仕事の進め方をお任せして、より効率的に成果を上げていただく、こういうものであります。

さまざまな御指摘があり、今回の見直しにおいては、労使委員会が決議した健康確保措置を必ず実施させること、そして、客観的な方法によって労働時間を把握し、実際に働いた時間が長時間となった方には医師による面接指導を行うことを使用者に義務づけることとしております。

これは、今までの裁量労働制度にはなかったものを、今言ったものを見直しにおいてつけ加えるということになるわけでありまして、あわせて、労働基準監督署においても、労働基準法に指導のための根拠規定を設け、みなし労働時間と実労働時間の間に乖離がある場合には、その適正化に向けて、より厳格な監督指導を行うこととしております。

加えて、そもそも、裁量労働制の対象にならない業務につかせていたり、一律の出退勤時刻を定め、それに従うよう指示していたりすれば、みなし労働時間は無効となります。その場合、残業代が不足していれば支払い義務が生じ、罰則の対象にもなるものであり、企業には厳格な運用を求めています。

今回の働き方改革は、長時間労働となっている方の労働条件を改善していくという目的も有しているわけでありまして、自分の能力や才能を生かしながら、そしてしっかりと健康管理もしながら、働く時間をみずから計画して設定しながら成果を上げていく、希望する方にはこういう働き方を選んでいただけるよう裁量労働制についても見直しを行うものであり、一本の法案の中でお示しをするのが適切と考えているところでございます。

○山井委員 原稿を読み上げるのは余り好ましくないと思うんです。私は基本的なことしかお聞きしませんから。それで、今おっしゃったような趣旨は、もう百回ぐらい私聞いておりますので。

私が質問したのはそういうことではなくて、端的に、今おっしゃった趣旨だけれども、過労死の御遺族の方々が反対をされていて、実際、過労死と長時間労働で体を壊す若者が続出している、だから、もちろん裁量労働制で喜んでる人もいるかもしれませんが、それは否定しませんけれども、過労死がふえて深刻な問題に裁量労働制というのはなっている制度だという認識はお持ちですかということを総理に聞いているんです。

ちょっと、ちょっと待ってください。そんな難しい質問、ちょっと待ってください、総理の認識を聞いている。ちょっと待ってください。そんな難しいことは聞いていません。その認識を総理が持っているかと聞いている、大臣の認識は聞いていませんので。ちょっと、総理。だめだめ、もう時間も限りがあるから。いい、時間ももったいないですから。だめです、総理の認識を聞いています、大臣の認識は聞いていませんので。

○加藤国務大臣 裁量労働制、委員も御承知のように、自律的で創造的な仕事ができる、そうした機会をつくっていかうということでございます。その中で、長時間労働等については、特に、みなしと随分乖離があるとか、そういった場合に対しては、先ほど総理が答弁をされたように、しっかりと対応していきたい、こう思っております。

○安倍内閣総理大臣 政府としてお答えをするわけでありますから、担当大臣からも答弁させていただくのは、私は当然のことではないかと思うわけでございます。

それと、先ほど答弁させていただいたように、我々は、いわばこれは、この裁量労働制の中においても今までさまざまな事例があったことは十分に承知をしているわけでございます。

その中において、組合側とも、労働組合ともさまざまな御意見を伺うという場を設けながら、そうしたお話しも受けながら見直しを行ったわけございまして、それは先ほど答弁させていただきました。

労使委員会が決議した健康確保措置を必ず実施させること……（山井委員「もう結構です、結構です」と呼ぶ）つまり、これが大切なことなんですから、それは聞いていただきたい。

聞かれたんですから聞いていただきたいと思いますが、客観的な方法によって労働時間を把握し、実際に働いた時間が長時間となった方には医師による面接指導を行うことを使用者に義務づけることにしたわけございまして、これは今までの裁量労働制度にはなかったことをそういう中において行っているということは申し上げたわけでございます。

そしてまた、先ほど厚労大臣が答弁させていただいたように、みなし労働時間と実労働時間の間に乖離がある場合には、その適正化に向けて、より厳格な監督指導を行うこととしていただいております。

○山井委員 命にかかわる問題を真剣に、深刻に議論しているんです。聞かれたことに端的にお答えください。よろしく願います。

さまざまな事例があるということですが、今深刻なのは、きょうの六ページにも配付しておりますが、最低賃金の方々や若者、そういう方々に裁量労働制が拡大しているということなんです。裁量なんかあるはずないじゃないですか、最低賃金で働く新入社員に。結果的には、残業代を払わず、夜中まで働かされて。

次のページ、お願いいたします。

先日もお目にかかりました、ある三十代の女性。入社一年目から裁量労働制、社員全員が裁量労働制。残業代はほとんどつかず、しかし、実際は百時間の残業、月に。そして、夜中一時ぐらいまでの残業も忙しいときにはすることになり、昨年十一月二十七日には深夜に会社で意識を失った、倒れました。そして、たまたま同僚が来られたから一命は取りとめましたけれども、過労死寸前でした、この三十代の女性が。そして、結果的には適応障害で退職。

こういう深刻な、最低賃金で働く若者、低所得者にも裁量労働制が加わって、きょうも来られていますけれども、長時間労働で体を壊して、本当に大変つらい目をされている方々も続出しています。

これも質問通告していますので安倍総理にお伺いしたいんですけれども、最低賃金のような低所得者の若者に裁量労働制が広がっている、やはり裁量労働制の趣旨とかけ離れているんじゃないんですか。

ちょっと、加藤大臣には聞いていませんので。これは基本的なことです。安倍総理が働き方改革が目玉だとまでおっしゃるから。

こういう、若者から定額働かせ放題だと恐れられている、一番恐れられている、体を壊される働かされ方が裁

量労働制に今なっているんです。深刻な問題なんです。目玉とおっしゃる以上、質問通告もわざわざしましたので、難しい質問ではありません、こういう最低賃金の若者に裁量労働制が今多く適用されていることについて、安倍総理、どう思われますか。

○河村委員長 まず、厚労大臣。政府の基本的な考え方を。

○加藤国務大臣 済みません、まず私の方から……（山井委員「だめだめ、総理の認識を聞いているんですから」と呼ぶ）委員長から御指名をされましたので、答弁をさせていただきます。

企画業務型裁量労働制の対象労働者についての賃金、労働契約の期間、雇用形態、勤続年数及び年齢に関する要件、これは委員御指摘のように、ございませんが……（発言する者あり）

○河村委員長 静かにしてください。

○加藤国務大臣 労働基準法第三十八条の四の第一項の規定により、対象業務を適切に遂行するための知識、経験者を、有する労働者であることなどが必要であり、これらの要件に該当する労働者に限り、企画業務型裁量労働制を適用することができるとなっております。

さらに、法案要綱においては、「対象業務に従事する労働者は、対象業務を適切に遂行するために必要なものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する知識、経験等を有するものに限るものとする。」とされており、これを企画業務型裁量労働制の対象労働者の要件として定めることを検討し、具体的には、法案が成立をしていただければ労政審で議論をしていただくということでございますので、いずれにしても、そういう議論において、今お話があった点も含めてしっかりと御議論いただきたい、こう思っております。

○山井委員 いや、私、びっくりです。安倍総理が働き方改革が目玉だとおっしゃるから、どういう見解をNHK生中継で全国におっしゃるのかと思ったら、ごくごく基本的な質問をしても全て逃げておられるじゃないですか。目玉法案じゃなかったんですか。何か国民にこの法案のことを言いたくないんですか。やはりやましいことが何かあるんですか。

実際、きょうも質問主意書で返ってきましたが、裁量労働制で、八時間ということでみなし労働時間の人が、最低賃金で働いて、実際、二、三時間残業させられたら、時給で割ったら最低賃金以下になります。これでも合法だという質問主意書の答弁がきょうも返ってまいりました。つまり、悪く使えば最低賃金以下で働かせることができるのが裁量労働制の恐ろしさであります。

それで、安倍総理にお聞きしたいと思います。

今回のデータは撤回されたわけなんですけれども、これは念のために申し上げますが、読売新聞や日経新聞が悪いというわけじゃありませんけれども、安倍総理が長妻議員に答弁されたせいで、読売新聞と日経新聞には、例えば、安倍首相は「裁量労働制で働く人は、一般労働者より労働時間が短いとの調査もある。」というふうに答えたと社説に書き、日経新聞も、安倍首相は「裁量労働制で働く人の労働時間は平均で一般の労働者より短い」ということが新聞に出ちゃっているんです。

だから、何と今、ちまたでは、働き方改革といえば、裁量労働制で労働時間を短くしようみたいなムードが出ちゃっているんですけれども、このデータは間違っていたんですね。

ついては、安倍総理、撤回だけではなくて、裁量労働制の方が労働時間が長いというデータしかないということ、ぜひ、それは事実ですからね、先ほどもあったように、裁量労働制の労働時間の方が長いというデータしかないということは、そうしないとこれは取り消したことになりますからね。間違った情報をこの予算委員会でおっしゃったのは安倍総理ですから、もう一度、安倍総理の方から……。

○河村委員長 加藤厚労大臣。（山井委員「ちょっと待ってください。質問まだ終わっていません。ちょっと、質問中ですよ。まだ質問中ですよ、委員長」と呼ぶ）

○加藤国務大臣 今、委員長から御指名をいただきましたので、答弁をさせていただきますと思います。

平成二十五年度の調査について、私どもが異なる選び方をして出た数字を比較した、そのことは心から、不適切であり、おわびを申し上げたいというふうに思っておりますが、ただ、委員御指摘のように、それぞれの企業ごとにおいて導入をしているわけがございますから……（発言する者あり）

○河村委員長 静かにしてください。

○加藤国務大臣 皆さんがお使いになっているJ I Lのデータを見ても、一定の時間より短い者は、もちろん一般で働く方もいらっしゃるんですけども、裁量労働で勤める方もいらっしゃる、そういう事実もあるということでございます。

○山井委員 ちょっと、まだ質問終わっていないんです、私。

ですから、これが、先ほども答弁あったように、労働政策研究機構の、裁量労働制の方が一般より労働時間が長いというデータしか認めていないということですから、ぜひ、そのことを安倍総理、この場でおっしゃってください。

○安倍内閣総理大臣 その前に……（山井委員「いや、もういいです、その前はいいですから。もうやめて、その前はいいですから」と呼ぶ）いや、最低賃金との関係で質問をされましたので、先ほど厚労大臣が答弁しているとき大変ざわついておりましたので、大切な答弁でございますから……（山井委員「いや、もういいです、それはいいです」と呼ぶ）いや、これは大切な、私から聞きたいと言われたわけでありますから答弁させていただきますが、裁量労働制は、仕事の進め方、時間配分などをみずから自由に決定し、効率的に仕事を進めていただくためのものでありまして、そういう趣旨から、一定の知識経験を有する方を対象と想定しております。そこで、最低賃金で働く方が対象になるとは直ちには想定しがたいわけであります。

制度の趣旨に沿った運用が徹底されるよう、厚生労働大臣にしっかりと検討させたい、こう思うわけでございます。

それと……（山井委員「もう結構です。これをお願いします」と呼ぶ）ああ、もういいですか。よろしいですか。

それと、J I L P Tのアンケート調査によると、一カ月の実労働時間を見た場合、裁量労働制の方が一般労働者の方よりも労働時間の平均値が長いとのデータとなっています。

ただし、このアンケートは、調査時点で裁量労働制で働く方と一般労働者の方の労働時間をそれぞれ調査したものであり、裁量労働制が適用されることによって、適用される前よりも労働時間が長くなることを示したものではないと認識しております。

そして、私が撤回をいたしましたのは、私の答弁を撤回をしたということでございます。

○山井委員 私は、ひどいなと思いますね。裁量労働制の方が短いときはそのことしか答弁せず、いざ、もう裁量労働制の方が長いというデータしかなくなったら、その調査はこれこれ不十分な点があると。

結局、余りにも、何か不都合なんですか。裁量労働制の方が労働時間が長いということは不都合なんですか。

それに、さらに今、最低賃金で裁量労働制で働くことは想定していないと。想定していないけれども、それが蔓延しているじゃないですか。だから問題だと言っているんですよ。

さらに、もう一つの、今回、安倍総理、私は、単に不適切なデータでは済まないと思うんです。私は、今回の件は捏造ではないかと思わざるを得ません。

この配付資料を見ていただきたい。安倍総理、十一ページを見てください。今回厚生労働省が出した資料というのは、一日の残業時間が一時間三十七分。しかし、同じ調査では、一週間は二時間四十七分、一カ月八時間五分。

小学生が考えても、算数、合わないんじゃないんですか。もし一時間三十七分と出てきたら、一週間、五日間で割ったら三十三分じゃないですか、一カ月、二十一日の労働日数で割ったら二十三分じゃないですか、誰が見ても、一時間三十七分、おかしいよねとわかるんです。課長さん、局長さん、大臣がこれを見て、気づかなかつたなんてことはあり得ない、考えられません。これはもう故意です、改ざんです。ミスのはずがあり得ないんです、これは。改ざんです。

厚労省の方々とも議論を重ねました。ある方はこういうことをおっしゃっていました。安倍政権が裁量労働制の拡大ということ、方向性を出しているときに、裁量労働制の方が労働時間が長いようなデータというのはなかなか表に出せないんですよ、こういう声もありました。つまり、森友や加計問題と同じようなそんたくで、こういう中で明らかに、今回は改ざんをされた。悪質だと思います。

ついては、安倍総理、裁量労働制の拡大を目玉法案でやりたいということは、安倍総理にお聞きしますよ、加藤大臣、出てこないでくださいね。もう本当にいいかげんにしてくださいよ、安倍総理入りのきょうは質疑なわけ

ですから。裁量労働制の拡大によって労働時間はふえると考えておられるんですか、減ると考えられているんですか。現在の安倍総理の認識を、安倍総理にお聞きします。

○加藤国務大臣　ですから、委員御指摘のように、J I L P Tのデータでは、そうした、一般で働く方の労働時間の方が裁量労働制よりも短いというデータがあることは、御指摘のとおりであります。

ただ、それぞれの事業所においてこれを入れていく、自律的で創造的な仕事をさせていただく、それに当たって、私どもは、みなし労働時間と実際の労働時間が乖離しないように、そして長時間労働が是正されるように、しっかりと対応していきたいと思っております。(山井委員「委員長、二重に答弁するのをやめていただけますか。なぜ二重にするんですか、私が総理に聞いているのに。時間潰しじゃないですか」と呼ぶ)

○安倍内閣総理大臣　これは厚労大臣が所管をしている法案であります。当然、既に今までの答弁の積み重ねがあるわけでありまして、その積み重ねの上に政府としての見解をまずは厚労大臣が述べるのは私は当然のことだろうと思うわけでありまして、我々は時間稼ぎをしようと思っっているのではなくて、厚労大臣もそんな延々と答弁をしているわけではございません。

そこで、長いか短い、基本的な考え方は厚労大臣からお答えをさせていただきました。

しかし、私どもも、いわばしっかりと健康に対する対応をして、健康確保措置をしなければならないということで、先ほど申し上げたとおりでありまして、みなし労働時間と実労働時間の乖離があれば、それを是正するようにしなければいけない、そういう対応をしているわけでありまして。

つまり、それは、絶対に裁量労働時間の方が必ず短くなるという考え方ではないわけではございません。ですから、そういう対応をとっている。そして、現在の裁量労働制度にはないさまざまな義務をつけている、こういうことではないかと思っております。

○山井委員　残念ながら、答弁は撤回したと言いつつ、裁量労働制で労働時間が長くなるのか短くなるのか、そのことに関しては政府見解は今ないわけですね。これでは何のための予算委員会かわかりません。

委員長、ぜひとも、政府として、裁量労働制で労働時間が長くなるのか短くなるのか、その統一見解を出していただくようお願いいたします。

○河村委員長　理事会で協議をいたします。

○山井委員　それで、東京過労死を考える家族の会の、きょうもお越しをいただいております中原のり子代表は、この虚偽データ問題について、昨日のヒアリングの中でこうおっしゃっていました。本当に残念なことです、厚生労働省が出すデータに限っては間違いのないものだと思ってきた、誠実な対応をしてほしい、きちんと実態調査をして、納得ができる形で法改正をしてほしい。当たり前ですよ。

長時間労働になるのかならないのか、裁量労働制で。政府は、わかりませんと言っている。私たちは、長時間労働になる、過労死がふえる、被害者の相談はいっぱい来ている。死屍累々だと長妻さんもおっしゃっています。にもかかわらず、安倍総理がわからない、わからないと言うのであれば、実態調査、先ほど逢坂さんもおっしゃいましたけれども、してください、実態調査。実態調査なくして法改正なしだと思っておりますが、そうじゃないですか。

ついては、今、実は、何と厚生労働省は実態調査をしているんです。ところが、ここにありますが、この実態調査は非常に不十分で、一万三千の事業所による、事業主にしか聞かない実態調査なんです。実際、この配付資料にもありますように、企画業務型裁量労働制について、一律の出退時間があるというのが、事業場調査では一九・六%、しかし、労働者に聞くと、四九%が出退勤時刻が決まっていると。つまり、二倍以上もデータが変わるんですね。

ですから、安倍総理、実態として裁量労働制で労働時間が長くなるのか短くなるのか、過労死がふえるのか減るのか、政府としては全くわからないのに、拡大しますなんて、そんな無責任なことありませんよ。何よりも、安倍総理が、一旦この場で裁量労働制で労働時間が短いという答弁をされて、さらに、撤回したけれども、まだどうなるかわからないとおっしゃる以上、多くの国民が裁量労働制で今後働くことになるわけですから、国民には、裁量労働制の実態がどういうものであるのか、法改正の前に知る権利があるんじゃないでしょうか。

安倍総理も、裁量労働制がそこまでいい、目玉だとおっしゃるんだったら、正々堂々と労働者に対する実態調査をして、一週間、二週間で、少ないサンプルだっただけです、その上で私たちに開示をしてもらえませんか。

か。それが謝罪だと思いますよ。撤回して済む問題じゃありません、命にかかわる問題ですから。

安倍総理、これも質問通告しております。ぜひとも、労働者に対する実態調査を何としてもやってください。安倍総理、お願いします。

○加藤国務大臣 まず、委員御指摘がありました資料は、これは、事業主みずからが点検して、報告を求めるということで、現在の裁量労働制を適正に運用していく、そういう指導の一環として行うわけでございまして、そこで具体的に調査して、それ自体を調査ということではなくて、あくまでも、自主点検をし、それによって適正な運営ができるような指導を行うための措置でございます。

その上で、今委員、調査をすべきというお話がありましたけれども、これも先ほど他の委員に御答弁させていただきましてけれども、これまでの労政審の中における議論、そしておおむね妥当ということを踏まえて、今、法案の作業を進めさせていただきたいというふうに思っておりますし、また、それがしっかりと適用される、あるいは現行がしっかりと適用されるように、我々は常に監督指導を行っていきたいと思っております。

○山井委員 安倍総理、何か人ごとみたいですね、目玉法案で、働き方改革するとおっしゃっていた割には。全然難しい質問をしていませんよ。法改正するためには、過労死がふえないように実態調査すべきじゃないですかと。そのことにすら答えず、私の方も見られない。ずっと原稿をそこで読んでおられます。

きょうの配付資料の二枚目にもありますが、電通で高橋まつりさんがお亡くなりになりました。そして、その高橋まつりさんのお母様の幸美様と昨年面会をされた際に、安倍総理は、長時間労働是正、何としてもやりますと約束をされました。しかし、この配付資料にもありますように、昨年のお母様は手記を発表されまして、政府の残業規制には疑問があると。この赤線を引きました、「労働時間規制の例外の拡大は絶対にあってはならない。」、つまり、高度プロフェッショナルや裁量労働制の拡大は絶対にあってはならないとまでおっしゃっているんです。

さらに、このポスターにもありますように、これは過労死防止法制定のためのポスターでありまして、安倍総理にも賛成していただいて、三年前に成立しました。このポスターにもありますように、お父様を亡くされた当時小学校一年生のマーくんの「ぼくの夢」という詩があるんですね。少し読み上げさせていただきたいと思います。

大きくなったら
ぼくは博士になりたい
そしてドラえもんに出てくるような
タイムマシーンをつくる
ぼくはタイムマシーンにのって
お父さんの死んでしまう
まえの日に行く
そして「仕事に行ったらあかん」というんや

と。当時小学校一年生のマーくんの詩です。

きょうも御遺族来られていますけれども、過労死で亡くなられた方というのは、真面目で責任感の重い方ばかりなんです。家族思いの方々なんです。亡くなられた御家族は、地獄の苦しみを味わっておられるんです。幾ら活動しても、亡くなった御家族は帰ってこない。しかし、同じ地獄の苦しみをほかの人に味わわせたくないということで、過労死防止法をつくって、必死で運動されているんですよ。

その方々が涙を流してやめてくださいと言っている裁量労働制の拡大や高度プロフェッショナル、過労死の御遺族の方々は過労死促進法と呼んでおられるんですよ。過労死の御遺族が涙を流してまでやめてくださいと言うことを押し切るのが働き方改革なんですか。人の命を守るのが国会じゃないんですか。働き方改革って、与党と野党がけんかして、過労死の御遺族の反対を押し倒して、無理やり強行採決するものなんですか。

安倍総理、ぜひとも立ちどまっていたいただきたいんですよ、ぜひとも。やはり、この亡くなられた方々の命というのは重いと思います。安倍総理、残念ながら、この裁量労働制の拡大をすれば必ず死者は出ます。過労死は必ず、申しわけありませんが、ふえます。ふえますじゃないんです。きょうも来られているように、既に裁量労働制や労

働規制の緩い働き方で過労死の方が出ているんです。既に出ているんです。

私たちは、体を張ってでも、この裁量労働制の拡大、高度プロフェッショナルを阻止します。なぜならば、国会議員の仕事は国民の命を守るからだからです。国民の命を奪う法律なんて、許すわけにはまいません。

安倍総理、人の命を奪うこの裁量労働制の拡大、実態調査すればいいじゃないですか。今回も、虚偽データ、見つかったじゃないですか。人の命にかかわることだから、私たちも必死なんですよ、これ。死者が出るんですから。実際、死者が出ているんですから。

何とか、安倍総理、この裁量労働制の拡大、一旦、実態調査をして、今回は裁量労働制の拡大は法案から削除すると、ぜひとも安倍総理、答弁をお願いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 この調査でございますが、全国の労働基準監督署の労働基準監督官が事業場を訪問し、そして聞き取り、書類の確認をしながら、全国一万一千五百七十五事業場の労働時間を調査してつくったものと承知をしているわけでございます。その際、一般労働者、裁量労働制、それぞれの調査結果自体が否定されるものではないと考えています。労働調査を行うことは考えておりません。

しかしながら、今般、性格の異なる数値を比較していたことは不適切であり、私からも深くおわびを申し上げます、こう思うところでございます。

裁量労働制については、一定の知識経験を有して働く方本人に、会社が決めた一律の定時に縛られることなく出勤、退勤時間を自由に決めていただき、仕事の進め方をお任せして、より効率的に成果を上げていただくというものでありまして、まさに裁量によって働き方等々を決めていくわけでありまして、

そこで、これは繰り返しになりますが、労使委員会が決議した健康確保措置を必ず実施させること、そして、客観的な方法によって労働時間を把握し、実際に働いた時間が長時間となった方には医師による面接指導を行うことを使用者に今度は義務づけることにしているわけでありまして、今まではそれはなかったところに今委員が御指摘になったような問題の発生にもつながった可能性もあるわけでありまして、

あわせて、労働基準監督署においても、労働基準法に指導のための根拠規定を設け、みなし労働時間と実労働時間の間に乖離がある場合には、その適正化に向けて、より厳格な監督指導を行うこととしております。

加えて、そもそも、裁量労働制の対象にならない業務につかせたり、一律の出退勤時刻を定め、それに従うよう指示していたりすれば、みなし労働時間は無効となります。その場合は、残業代が不足していれば支払い義務が生じ、罰則の対象にもなるものであり、企業には厳格な運用を求めるものであります。

今回の働き方改革は、長時間労働となっている方の労働条件を改善していくという目的もあるわけでありまして、自分の能力や才能を生かしながら、そしてしっかりと健康管理もしながら、働く時間をみずから計画して設定しながら成果を上げていくものでありまして、そして、希望する方にはこういう働き方を選んでいただけるようにするものでありまして、これはあくまでも希望する方であるということでありまして、裁量労働制についてもそういう見直しを行うものであるということは明確に申し上げておきたい、このように思います。

○山井委員 もう時間が来ておりますが、終わりますが、希望する人にとおっしゃいましたけれども、別にこれは希望しない人もなかなか断れないし、全従業員が裁量労働制というところもありますし、気がついていない間に自分が裁量労働制にされたという人もいっぱいいます。

この四十分の質疑を通じて、本当にかかりました。目玉法案といいながら、答弁からは逃げる、そして、まともに質問には答えない、答え出したら、原稿を長々と読んで時間を潰す。人の命がかかっている法案なんですから、それなりの真剣さを持ってやっていただきたいと思います。

私たちは人の命を守りたいんですよ。人の命を奪う法律をつくるのであれば、私たちは体を張って阻止します。そのことを申し上げて、終わります。

ありがとうございます。